

**立教大学学術推進特別重点資金（立教 S F R）**  
**大学院生研究**  
**2008年度研究成果報告書**

|                |  |                |  |
|----------------|--|----------------|--|
| <b>研究科名</b>    | 立教大学大学院 コミュニティ福祉学 研究科 コミュニティ福祉学 専攻                                   |                |  |
| <b>指導教員</b>    | 所属・職名  | 氏 名            |  |
|                | 立教大学コミュニティ福祉学部・教授  | 三本松 政之 印       |  |
| <b>自然・人文の別</b> | 自然 ・ <input type="checkbox"/> 人文 <input checked="" type="checkbox"/> | <b>個人・共同の別</b> | <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 共同 名 |
| <b>研究課題名</b>   | ハンセン病をめぐる草津町湯之沢部落と聖バルナバミッションの福祉的意義に関する研究                             |                |  |
| <b>研究代表者</b>   | 在籍研究科・専攻・学年  | 氏 名            |  |
|                | コミュニティ福祉学研究科<br>コミュニティ福祉学専攻博士後期課程3年                                  | 新田 さやか 印       |  |
| <b>研究組織</b>    | 在籍研究科・専攻・学年  | 氏 名            |  |
|                |  |                |  |
| <b>研究期間</b>    | 2008 年度  |                |  |
| <b>研究経費</b>    | 200 千円   |                |  |

**研究の概要** (200～300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究はハンセン病患者支援における福祉的課題を捉えるために、ハンセン病患者への救療事業「聖バルナバミッション」(以下、聖 BM と略記)(1916～1941年)の実践を取り上げた。同事業はハンセン病患者の自治集落群馬県草津町「湯之沢部落」(1887～1942年)を展開の基盤としたことで病者の主体性を尊重するような事業の独自性を持ち得た。本研究では「湯之沢部落」のもつ消費経済的側面が、病者による同部落の自治的運営や聖 BM での自立的な生活のあり様を可能とするものであったと考え、両者の関連性に着目した。このことを関係者へのヒアリングと資料収集を行ってデータベースを作成すると共に、聖 BM の事業および実践内容についての検討を通して、同事業の特質の形成における「湯之沢部落」の機能的位置づけを検証した。さらにこの点を踏まえて聖 BM が同部落との関わりの中で有した救療事業としての独自性と福祉的な意義について論じた。

**キーワード** (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

[ 聖バルナバミッション ] [ 湯之沢部落 ] [ ハンセン病患者支援 ]

**研究成果の概要** (図・グラフ等は使用しないこと。)**【研究の目的】**

本研究では(1) 聖 BM の事業と「湯之沢部落」におけるハンセン病者による自治的な運営についての関連性を考察し、そこからハンセン病者の生活の全体性への認識を可能とする福祉実践の意義を明らかにすること(2) 窪田(1990)によって聖 BM の組織運営の特色とされた、病者による「自治と自立」的な事業のあり様がいかに可能とされていたのかを同事業の主宰者であるコンウォール・リーの思想的な背景を踏まえて明らかにし、福祉における自立の意義について論じる、という2点を明らかにすべき課題として設定した。

**【研究の方法】**

(i) 国立療養所栗生楽泉園入園者自治会(所在地:群馬県吾妻郡草津町)への訪問および自治会長にヒアリングを依頼し、「湯之沢部落」および聖 BM に関する資料と情報の収集を行った(2008年8月実施)。自治会長の方からは、現在のハンセン病問題をめぐる課題の一つである療養所の「将来構想」に関わる現状等についてのお話や、ご自身の経験について、ハンセン病に罹患してから療養所入所までの経緯や入所してからの自治会活動のこと、また聖公会の信徒としての経験から聖 BM に関わる方々のお話を伺った。さらに同療養所入園者自治会が所有および発行している『高原』誌等から「湯之沢部落」および聖 BM に関連する資料を収集した。草津町の歴史的な背景については草津町立図書館にて資料収集を行った。

(ii) 日本のハンセン病史における福祉界の限界についての検証と、聖 BM についての福祉的意義を考察するために「ハンセン病問題に関する事実検証調査事業」で設置された検討会の委員であった窪田暁子氏へのヒアリングを実施した(2008年6月実施)。氏は1990年に「草津聖バルナバミッションの理念と事業—医療ソーシャルワークの先駆的モデルとして—」(『東洋大学社会学部紀要』28(2))と題する論文を発表されている。ヒアリングでは、ハンセン病問題に対する社会福祉の立場からの研究の現状、上記検討会の委員としての活動内容や『最終報告書』の執筆にあたって収集された資料のこと、「療養所中心主義」といわれるような方法が継続されたことにより「隔離政策」の被害が深刻になったこと、窪田氏が聖 BM に着目した点等を伺った。窪田氏からはヒアリングのほか、資料提供のご協力をいただいた。

(iii) 聖 BM については、日本聖公会北関東教区に設置されている「バルナバミッションとリー女史記念事業推進委員会」が現在資料の保存作業を進めており、保存作業への参加とあわせて同委員会委員長へのヒアリングを実施した(2008年7月実施)。ヒアリングでは同委員会設立の趣旨および経緯や保存作業の進捗状況等について伺った。またコンウォール・リー女史の思想的な背景について『草津「喜びの谷」の物語 コンウォール・リーとハンセン病』(2007)を出版された中村茂氏(現キリスト教史学会理事)にヒアリングを依頼し、実施した(2008年7月実施)。氏からはヒアリングとともにリー女史に関する資料提供にもご協力をいただいた。

以上の方法で収集した資料および情報とあわせて聖 BM と「湯之沢部落」に関する既存研究を参照し、データベースを作成した。

**【研究成果】****(1) 聖バルナバミッションと「湯之沢部落」の関わりのあり方**

聖 BM と「湯之沢部落」とは次のような特徴を有して存在していた。まず聖 BM は「湯之沢部落」で生活に困窮しているハンセン病者たちの支援事業を展開していた。ミッションの運営事業においては病者各自が主体的に関わり、かれらによって様々な文化活動も行われていた。同事業の運営面に着目すると、運営上必要な物資は「湯之沢部落」内の商店などを通じて購入され、病者たちの居住場所として用意された生活ホーム(総称:聖バルナバホーム)に使用する建物は「湯之沢部落」内の空き家や廃業した旅館等を買入れることで準備されていた。

## 研究成果の概要 つづき

そして草津町における一つの行政区として位置づけられていた「湯之沢部落」は、ハンセン病患者にとって療養生活の場あるいは定住地であると同時に社会・経済・政治的諸活動が営まれる場であった。すなわち同部落ではハンセン病治療のため全国から訪れる病者を受け入れることで温泉地における滞在型療養による消費経済が成立し経済的な基盤として存在していた。経済力や労働力の有無が「湯之沢部落」での生活を左右していたことから、同部落には資力を失った者や自活が叶わなくなった者にとっては排他的な側面が存在していた。

このような点から、聖 BM は事業運営に際して同部落のもつ消費経済的側面に適応しながら経済的な利益に貢献しており「湯之沢部落」と聖 BM の間には経済取引による相互関係が成立していた。そして同部落の経済的な基盤を有する自治集落としての機能は、病いを患い他者からの働きかけを受ける（医療処置や生活扶助など）という受動的な側面を有していたハンセン病患者たちが同部落で生活を維持していくために、かれらの主体的な側面を引き出す可能性を持っていたといえる。さらに、先述した「湯之沢部落」が有していた排他的な側面（資力を失った者や自活が叶わなくなった者に対する）に対して聖 BM の実践は関わっていたのであり、同事業が同部落において生活困窮者を保護するセイフティネットの役割をもっていたといえる。

### (2) 聖 BM において可能となった病者による「自治と自立」的な事業のあり様

聖 BM の具体的な実践内容は「湯之沢部落」での生活保障として①援助を必要とする人たち（大人も子どもも含めて）の生活基盤整備（衣食住の提供、生活費の支給）と、②「聖バルナバ医院」と名付けられた医療機関の設置による「湯之沢部落」全体における医療提供、③幼稚園および小学校の設置により、親がハンセン病に罹患した子ども達やハンセン病に罹患したために教育の機会から排除された子ども達の教育の場と機会を保障したことなど、病者一人ひとりの生活全般にわたるものであった。さらに病者の居住場所として用意された生活ホーム内の運営は、最終的な責任および権限は事業主宰者であるリーにあったとはいえ病者たちに任されていた。そしてかれらのうち軽症の者が教会や他のミッション事業において医院の手伝い、幼稚園・小学校・日曜学校の教師といった役割を有し、運動会やバザー等文化活動の開催、ホーム員たちによって各種団体が組織されていったこと等かれらの「自立性と自律性」が奪われることのないような運営上の特徴を有していた。ただし、同事業では生活ホームへの入館に際してキリスト教信徒であることが条件とされていたことや各ホームでの生活にキリスト教的規律が求められていたこと等を考え合わせると、聖 BM はキリスト教（具体的には聖公会の教え）を信仰する者に対して、あるいはキリスト教を信仰するということを前提として援助を提供していたといえる。このことを同事業の運営上にみられる限定的な側面として指摘した。こうした聖 BM において可能となった病者による「自治と自立」的な事業のあり様は、「湯之沢部落」との関わりのなかで同事業が有した救療事業としての独自性と福祉的な意義として指摘することができる。同事業は生活に様々な困難を抱えたハンセン病患者に対して「治療」や「予防」という観点からのみ援助を提供するのではなく、ハンセン病患者の「生」を「管理」と「処罰」の対象とする狭い視野によって捉えようとした「公立（のちに国立）療養所」のあり様とは異なっていたところにその独自性があったといえる。そしてハンセン病患者支援の一実践として捉えたときに「湯之沢部落」の生活困窮者への支援を行ったこと、その実践過程においてハンセン病患者の「自立と自律」が尊重され、かれらの主体的な側面が生活のなかで生かされていたことに福祉的な意義を有した実践として評価できると考える。